

目次

はじめに	1
第1章 通級による指導の概要	
1 「通級による指導」とは	6
(1) 「通級による指導」の目的	6
(2) 「通級による指導」の対象となる子ども	6
[コラム1] 発達障がいのある子どもたちの学びの場は？	9
(3) 校内教育支援委員会における判断について	10
(4) 「通級による指導」における指導内容・指導時間	11
第2章 通級による指導の内容	
1 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しと終了	14
(1) 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しから指導終了まで～A(大規模)市の場合～	14
(2) 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しから指導終了まで～B(中規模)市の場合～	16
(3) 盲・ろう学校における通級の場合	18
2 通級指導教室の運営	24
(1) ことばの教室の場合	24
(2) LD等通級指導教室の場合	28
(3) 盲・ろう学校における通級の場合	32
3 通級による指導の実際	35
(1) ことばの教室の指導内容や指導方法	35
(2) LD等通級指導教室の指導内容や指導方法	41
(3) 盲・ろう学校における通級の指導内容や指導方法	49
4 通級による指導における記録や書類等	51
(1) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用	51
(2) 指導の記録及び指導要録について	54
第3章 連携と校内の体制づくり	
1 関係者及び関係機関との連携	60
(1) 保護者との連携～合意形成を大切に～	60
[コラム2] 保護者の方へ(ことばの教室)～子どもへの接し方のポイント～	62
[コラム3] 保護者の方へ(LD等通級指導教室)～子どもへの接し方のポイント～	63

(2) 他校通級における在籍校との連携	64
[コラム4]地域全体を支える連携～情報の共有と指導力の向上(飯田下伊那地区の取組)～	66
(3) 市町村教育委員会との連携	67
(4) 幼稚園・保育所, 小学校, 中学校, 高等学校との連携	68
(5) 医療, 保健, 福祉, 労働等との連携	69
2 校内の体制づくり	72
(1) 校内体制や校務分掌上の配慮	72
(2) 在籍学級との関わり	73
[コラム5]在籍学級の担任の先生方へ	74
(3) 通常の学級及び特別支援学級との関わり	75
(4) 特別支援教育コーディネーター及び校内委員会との関わり	77
第4章 実践事例	
事例1 アセスメントを通し児童の課題が明確になった事例～ことばの教室を利用するまでの取組～	80
事例2 正しい発音ができるための取組～サ行音がうまく言えない場合～	82
事例3 通常の学級と連携した取組～吃音がある児童と在籍学級の子どもたちとの関わり～	84
事例4 ことばの教室からLD等通級指導教室へ～ニーズの変化に視点を当て適切な支援を行った取組～	86
事例5 学校からの相談がきっかけで～LD等通級指導教室を利用するまでの取組①～	88
事例6 保護者からの相談がきっかけで～LD等通級指導教室を利用するまでの取組②～	90
事例7 気持ちのコントロールへの支援～通常の学級と連携した取組①～	92
事例8 文字を書くことが苦手な子どもへの支援～通常の学級と連携した取組②～	94
事例9 書くことに抵抗感がある子どもへの支援～LD等通級指導教室を終了するまでの取組～	96
事例10 小学校から中学校へ～中学校で巡回型通級を利用した取組～	98
事例11 盲学校における通級の事例	102
事例12 ろう学校における通級の事例	104
第5章 通級による指導に関するQ&A	
Q1 特別支援学級に在籍している児童生徒は通級による指導の対象となりますか?	108
Q2 知的障がいのある児童生徒が通級による指導の対象となっていないのはなぜですか?	108
Q3 通級指導教室を利用するに当たって, お金の面での補助や支援はありますか?	109
Q4 ことばの教室とLD等通級指導教室を同時に利用することはできますか?	109
Q5 特別支援学級の教室を使って, 通級による指導を行うことはできますか?	110
Q6 通級による指導の終了は誰がどのように判断しますか?	110

資料

1 関係法令等	112
(1) 学校教育法施行規則(抄)(昭和22年5月23日文部省令第11号)	112
(2) 平成5年文部科学省告示第7号(最終改正:平成19年12月25日)	112
(3) 「特別支援教育の推進について」 (平成19年4月1日19文科初第125号通知)	113
(4) 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」 (平成25年10月4日25文科初第756号通知)	117
(5) 発達障害者支援法(抄)(平成16年12月10日法律第167号)	121
(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)(平成25年法律第65号)	123
2 チェックシート	125
(1) 「実態把握のためのチェックシート」 (「特別支援教育コーディネーターハンドブック」より)	125
3 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」様式(例)	127
(1) 「個別の指導計画」様式(例)	127
(2) 「個別の教育支援計画」様式(例)	130
4 通級による指導 実施校一覧	132

本書では次の語句について、以下のような意味で使用しています。

【ことばの教室】言語障がいのある児童生徒を対象とした通級指導教室。

【LD等通級指導教室】LDやADHDなどの発達障がいのある児童生徒を対象とした通級指導教室。

【通級担当】通級による指導の担当教員。

【在籍学級】通級による指導を利用している児童生徒の在籍している学級。

なお、本書で使われている「学級担任」は、特に断りのない限り、在籍学級の担任のことを指します。

【在籍校】通級による指導を利用している児童生徒が在籍している学校。

【自校通級】在籍校に通級指導教室が設置されており、そこに通うこと。

【他校通級】在籍校に通級指導教室が設置されておらず、設置されている他の学校の通級指導教室に通うこと。